# 定　　款

株式会社　アイ・ピー・エス

## 第 1 章　　総　　則

（商　号）

第 1 条　　当会社は、IPS ホールディングス株式会社と称し、英文では IPS HOLDINGS CO.,LTD.と表記する。

（目　的）

第 2 条　　当会社は、次の事業を営むことならびに国内外において次の事業を営む会社の株式または事業体の持分を取得・所有することより当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. コンピュータソフトウェアの開発、販売、輸出入
2. コンピュータ及び関連機器の製造、販売、輸出入
3. コンピュータ及び関連機器、並びにコンピュータソフトウェアの賃貸
4. 経営合理化及び情報処理システムの導入、利用に関する教育並びにコンサルタント業務
5. 情報処理システム運用業務の受託
6. 情報処理システム開発業務の受託
7. 労働者派遣事業
8. 研修等イベントの企画、運営
9. 不動産賃貸業
10. 前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）

第 3 条　　当会社は、本店を大阪市に置く。

（機　関）

第 4 条　　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

（公告方法）

第 5 条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章　株　式

（発行可能株式総数）

第 6 条　当会社の発行可能株式総数は、8,848,000 株とする。

（単元株式数）

第 7 条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（自己株式の取得）

第 8 条　当会社は、会社法第 165 条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（株主名簿管理人）

第 9 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

②　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。

③　当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規則）

第 10 条　当会社の株式に関する手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

## 第 3 章　　株　主　総　会

（招集時期）

第 11 条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ケ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第 12 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月 30 日とする。

（招集者および議長）

第 13 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集し、その議長となる。

②　取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役がこれにあたる。

（電子提供措置等）

第 14 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第 15 条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

②　会社法第 309 条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 16 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②　株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提

出しなければならない。

## 第 4 章　取締役および取締役会

（取締役の員数）

第 17 条　当会社の取締役は、5名以内とする。

（取締役の選任方法）

第 18 条　当会社の取締役は、株主総会において選任する。

②　取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③　取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第 19 条　取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第 20 条　当会社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。

②　取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集者および議長）

第 21 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

②　取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

（取締役会の招集手続）

第 22 条　取締役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議の省略）

第 23 条　当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役の報酬等）

第 24 条　取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。

（取締役の責任免除）

第 25 条　当会社は、会社法第 426 条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。

②　当会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章　監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第 26 条　当会社の監査役は、4名以内とする。

（監査役の選任方法）

第 27 条　当会社の監査役は、株主総会において選任する。

②　監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第 28 条　監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②　補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

（常勤監査役）

第 29 条　当会社は、監査役会の決議により、常勤監査役を選定する。

（監査役会の招集手続き）

第 30 条　監査役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（監査役の報酬等）

第 31 条　監査役の報酬等は株主総会の決議をもって定める。

（監査役の責任免除）

第 32 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。

②　当会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 6 章　会計監査人

（会計監査人の選任）

第 33 条　当会社の会計監査人は、株主総会において選任する。

（会計監査人の任期）

第 34 条　会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第 35 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役の同意を得て定める。

（会計監査人の責任免除）

第 36 条　当会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、会計監査人との間に、任

務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 7 章　計　算

（事業年度）

第 37 条　当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月 30 日までの1年とする。

（期末配当および基準日）

第 38 条　当会社は、毎年6月 30 日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

（中間配当および基準日）

第 39 条　当会社は、毎年 12 月 31 日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

（除斥期間）

第 40 条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

## 附　則

（効力発生日）

第 1 条　定款第2条の変更は、2025 年7月1日にその効力が生じるものとする。なお、本条は、変更の効力発生後、これを削除する。

平成 26 年 1月　1日　改正
平成 26 年 5月　7日　改正
令和 3 年 9月 28 日　改正
令和 4 年 9月 27 日　改正
令和 6 年 9月 25 日　改正